

「BIS規制」見直しに関する第2次市中協議案の公表について

1. 経緯・日程

1988年(昭和63年) バーゼル委員会が、国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する最低基準(いわゆる「BIS規制」)を公表

1998年(平成10年) BIS規制見直しを開始

1999年(平成11年)6月 BIS規制見直しに関する第1次市中協議案

2001年(平成13年)1月16日(火) 第2次市中協議案公表予定

5月末まで各界からコメントを求め、年末頃に最終案を公表の予定

2004年(平成16年) 見直し基準の適用開始

(注) BIS自己資本比率規制: $\text{自己資本/リスク・アセット} \geq 8\%$

2. 見直しの主なポイント

- (1) **当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督へ**
 - ・ 銀行自身による自己資本戦略の策定、リスク管理の向上、ディスクロージャーの充実に重点
 - ・ 銀行に多様な選択肢を提供、銀行自身の内部管理手法を規制上利用する道も開く
- (2) **銀行経営上のリスクをより正確に計測**
 - ・ 信用リスク量や事務リスク量の違いを分母に反映(分子の「自己資本」や最低比率「8%」についての見直しはしない。)
 - ・ 負担の水準は平均的に軽くも重くもしない方針
 - ・ 進んだ計測手法を選択する銀行については、経営上のリスクの違いに応じて自己資本の充実が必要(国際的に活躍する主要行については、2004年までに積極的な対応が必要に。)
- (3) **個人・中小企業向け融資の取り扱いを最終案確定までに検討**
 - ・ 個人や中小企業向けの融資のうち一定のものについて、必要とされる自己資本額を標準的な融資より小さくする可能性について検討を進める。